令和５年１２月

お客さま　各　位

豊橋信用金庫

お客さまの情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、キャッシュカードすり替え詐欺や、なりすまし、闇金などの口座の不正利用といった金融犯罪が増加しており、当金庫のお客さまが被害に遭われる事例も確認されております。

当金庫では、「犯罪収益移転防止法※１」を始めとする関係法令、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン※２」等に基づき、お客さまに関する情報や取引目的、事業内容等に関し、定期的に確認をさせていただいております。

※1　犯罪収益移転防止法とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律をいい、マネロン等対策のため、金融機関等が実施する取引時確認、取引記録の保存および疑わしい取引の届出の義務等を定めています。

※2　マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインとは、金融機関等におけるマネロン等対策の基本的な考え方を明らかにし、有効な対策の実施を促す観点から金融庁が金融機関等向けに公表しているガイドラインをいいます。

個人のお客さまはこちら

法人・個人事業主のお客さまはこちら

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策に係る対応について

【個人のお客さま】

当金庫では、金融犯罪にお客さまが巻き込まれないように、また、早急にご連絡することが必要な際の連絡先の把握等のため、「お客さまの情報」（ご職業、業種、連絡先、お取引の目的など）について、ＤＭ（ダイレクトメール）、店頭や訪問等により、定期的に確認させていただいております。

なお、ＤＭにつきましては、ご来店していただく方法と、スマートフォンやタブレットからご回答いただく方法からご選択いただけるようになっております。

※ＤＭ（ダイレクトメール）については、下記の見本をご参照ください。

お客さまに関する情報等を確認させていただくにあたり、当金庫等の職員がキャッシュカードをお預かりすることや、暗証番号をお聞きすることはございません。当金庫等金融機関を騙り「キャッシュカードをお預かりする」・「暗証番号をお聞きする」といった内容はすべて詐欺ですのでご注意下さい。

ご回答につきましては、お客さまの現在の内容にてご回答をお願いいたします。ただし、お名前とご住所につきましては、お客さまからの届出内容と異なる場合、本回答をもって変更となりませんので、当金庫所定の手続きによる届出が必要となります。お手数ですが変更後のお名前やご住所が確認できる本人確認書類や届出印等をご持参のうえ、お近くの店舗へお申し出ください。

大変お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

＜参考外部サイト＞

全国信用金庫協会 「マネー・ローンダリング対策に係るご協力のお願い」
https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

金融庁 「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続にご協力ください」
https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html

【お問い合せ先】

豊橋信用金庫コールセンター
電話番号：0120-578-081（フリーダイヤル）
受付時間：平日　9：00～17：00（年末年始をのぞく）

<ハガキ表>

神奈川西局
料金後納郵便

転送不要

親 展
宛名を開封前に
ご確認ください。

XXX－XXXX
住所１NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
住所２NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
住所３NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
住所４NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
宛先１NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
宛先２NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

*99999999 9999999#9999999
999 9999999 9999999 XXXX

信用金庫からの重要なお知らせです

[還付先]
おたくも うちも
豊橋信用金庫
XXX－XXXX
問い合わせ先住所NNNNNNNNNNNNNNNNN
[問い合わせ先]
問い合わせ先名称NNNNNNNNNNNNNNNNN
TEL XXXXXXXXXXXXX
〈受付時間〉平日 9:00～17:00（年末年始のぞく） 9
[差出人] 株式会社東海信金ビジネス

❷ OPEN ❶❷の順にゆっくりとはがして内容をご確認ください。 ❶ OPEN

お客さま各位

豊橋信用金庫

定期的な「お取引目的等確認」に関する ご回答のお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

近年、詐欺やなりすましなどの金融犯罪が増加しており、日本国内だけでなく国際社会においても対策が重要視されております。

当金庫では上記対策として、金融庁のマネー・ローンダリングに関するガイドライン制定に基づきすべてのお客さまに対してお取引目的等の再確認を実施しております。

大変お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、下記記載のいずれかの方法でご回答いただきますようお願い申しあげます。

よくあるご質問と金融庁ガイドラインの趣旨（ご協力のお願い）については反対の面をご確認ください。

ご回答方法

WEBでご回答（約10分）
スマートフォン・タブレットにて、右面の案内に沿ってご回答ください。
ご利用環境によって正しく表示されない場合があります。
その際はお手数ですが、近隣店舗へご来店ください。

近隣店舗でご回答
「本ハガキ」「本人確認書類」「お届印」をもってご提出期限までにご来店ください。

WEB回答の流れ

顔写真の撮影あり

お取引目的確認の回答と、本人確認書類をWEBで提出いただきます。

❶ 顔写真付の本人確認書類をご用意ください。

WEBご回答可能	WEBご回答不可
顔写真付の本人確認書類 ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・住基カード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・運転経歴証明証 （平成24年4月以降交付）	・保険証等、左記に記載のない本人確認書類 ・当金庫へ届出のお名前とご住所に変更がある場合 来店での提出になります。

※上記記載内容とWEB表示内容が異なる場合があります。

❷ スマートフォン・タブレットでWEBサイトへアクセス。
ご提出期限までにご回答ください。

ご提出期限 9999年99月99日

右の二次元コードを
読み取りご提出ください

ご不明な点などがございましたら、お近くの窓口または宛名面の電話番号まで、お問い合わせください。

紙面出力用ユニークキー

<ハガキ裏>

開封する前に宛名をよくご確認ください。

万が一、受け取られた方のお名前と宛名が異なる場合は、開封せずにそのまま表面に「誤配送」と記入し、郵便ポストに投函ください。
何卒、よろしくお願い申し上げます。

郵便はがき

❶ OPEN ここからゆっくりとはがして内容をご確認ください。 OPEN ❷

水に濡れている時は、よく乾してから開封ください。

定期的な「お取引目的等確認」に関する よくあるご質問

Q. マネー・ローンダリングとはなんですか?

犯罪で得た「不正なお金」を複数の口座を経由させることで出所を隠し、「きれいなお金」に見せかける犯罪行為です。

Q. なぜ私の情報を確認する必要があるのでしょうか?

金融機関では善良なお客さまに紛れて取引を行おうとする犯罪・テロ組織を見逃さないようすでにお取引のあるお客さまに定期的な情報確認を実施しております。
ご本人の口座であることを再確認することで金融犯罪を予防し、今後もお客さまに安心・安全にご利用いただけるようご協力をお願いいたします。
趣旨については右面二次元コードからご確認ください。

Q. こうした確認が行われるのは、私が疑われているからでしょうか?

定期的な情報確認は、原則、すべてのお客さまに対してご協力をお願いしています。特定のお客さまにお願いしているものではありません。

Q. 「お取引目的等確認」のすべての項目について必ず回答しないといけないのでしょうか?

お客さま皆さまのご協力によって、マネー・ローンダリング及び金融犯罪の防止が可能となります。
本調査は、お客さまの住所といった現在の情報の確認に加え、なりすまし取引に利用されていないかなどを確認させていただくための大切な調査となりますので、何卒ご理解いただき、可能な範囲でご協力のほどよろしくお願いいたします。

金融庁、全国信用金庫協会からのご協力のお願い

定期的な「お取引目的等確認」について、金融庁および全国信用金庫協会からのご協力のお願いをご覧いただけます。

以下の二次元コードを読み取り、アクセスしてください。
Read 2D code from smartphone or mobile phone

・日本語 ・Tiếng Việt
・English ・Português
・简体中文 ・한국어
etc...

⚠ 特殊詐欺などの金融犯罪にご注意ください!

●最近は、いろいろな手口で、お客さまの情報を取得しようとしたり、キャッシュカードを詐取しようとする**詐欺の手口も多く発生しています**。不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご連絡・ご照会ください。

●特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、**信用金庫の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありません**のでご注意ください。

「お取引目的等確認」の回答方法は反対の面をご覧ください。

9999999

【法人・個人事業主のお客さま】

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および 2018 年 2 月に金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン※」に基づき、お客さまに関する情報や取引目的、事業内容等に関し、定期的に確認をさせていただいております。

お手数をお掛けし誠に恐縮ではございますが、手続きにご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。今後ともサービスの向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※各金融機関等における実行的なマネー・ローンダリング（犯罪で得た収益を正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすること。）およびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにしたものをいいます。

＜参考外部サイト＞

全国信用金庫協会 「マネー・ローンダリング対策に係るご協力のお願い」
https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

金融庁 「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続にご協力ください」
https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html

【お問い合せ先】

本件に関するお問い合せは、お取引店へお願いいたします。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策に係る対応について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与ならびに拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、不正な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金を渡す行為および核兵器等の大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為を指します。

当金庫では、こうしたマネロン等の手段にサービスが悪用されることを防止し、お客さまに安心・安全にサービスをご利用いただけるよう、「犯罪収益移転防止法※1」を始めとする関係法令、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン※2」等を遵守し、引き続きマネロン等対策の取組みの強化に努めて参ります。

取組みの一環として、お客さまとの取引に際し、従来よりも詳しいご説明を求め、お取引目的の確認、資産および収入の状況等について、資料の提出や質問へのご回答を求める場合があります。また、お取引の際以外にも、過去のお取引内容等に応じて、お客さまの情報について、郵送書類や電話等で再度確認を実施する場合があります。これについて、お客さまにご回答いただけない場合またはご回答の内容等に応じ、お取引をお受けいたしかねる、もしくは一部お取引を制限させていただくことがございます。

お客さまにはご不便をお掛けすることがございますが、何卒趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※1　犯罪収益移転防止法とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律をいい、マネロン等対策のため、金融機関等が実施する取引時確認、取引記録の保存および疑わしい取引の届出の義務等を定めています。

※2　マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインとは、金融機関等におけるマネロン等対策の基本的な考え方を明らかにし、有効な対策の実施を促す観点から金融庁が金融機関等向けに公表しているガイドラインをいいます。

＜参考外部サイト＞

① 金融庁 「金融機関におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について」
https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html

② 全国信用金庫協会 「マネー・ローンダリング対策に係るご協力のお願い」
https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

【お問い合せ先】

豊橋信用金庫コールセンター
電話番号：0120-578-081（フリーダイヤル）
受付時間：平日　9：00～17：00（年末年始をのぞく）